

## ポールに失礼でしょう！！

ポール・マッカートニーの大阪公演。京セラドームのアリーナ席。かなりお高い席。熱狂的なファンで一杯。始まるとほぼ全員が立って踊る。妻もその一人。私もお付き合いで踊る。暫く頑張ったが、疲れて着席。振り返った妻が発した言葉。鬼の様な形相であった。以来、ポールの公演には同行していない。



(竹内)

## 年末調整のご案内

### 1. 必要書類

#### ① 扶養控除等(異動)申告書

控除対象配偶者や扶養親族は、本人と生計を一にしており、所得が38万円以下の方をいいます。所得が38万円以下とは、給与所得だけなら収入が103万円以下(ただし、事業専従者給与をもらっている方は、扶養親族から除かれます)、公的年金だけなら158万円以下(ただし65才未満の方は108万円以下)をいいます。配当所得や譲渡所得等がある方はご注意ください。

また、本年中に、本人や家族の結婚、離婚、就職等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署からは是正するよう連絡があります。

16才未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

#### ② 保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、注意してください。

配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用はできません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が38万円超76万円未満(給与のみなら収入が103万円超141万円未満)の配偶者だけです。

＜添付書類＞ ※すべて **本人が支払った** ののみ該当

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
- (イ) 国民年金の控除証明書
- (ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
- (エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が支払った家族分も控除できます。  
※扶養の有無を問いません

#### ※特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

- (ア) 今年入社の方→前職の源泉徴収票
- (イ) 住宅借入金等特別控除がある方(2年目以降)→年末借入金残高証明書(銀行等)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

### 2. 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

平成30年から、配偶者控除の額が改正され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

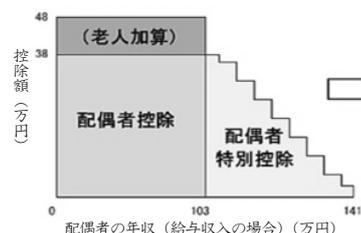
また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下と改正されました。

ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。



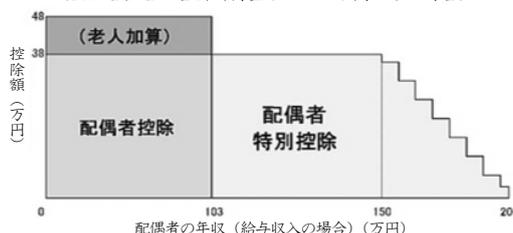
#### 【改正前】

※配偶者特別控除について居住者の所得制限あり



#### 【改正後】

※配偶者控除及び配偶者特別控除について居住者の所得制限あり (図は居住者の合計所得金額が900万円以下の場合)



(後藤)

## ～ 被保険者賞与支払届の提出について ～

賞与等(名称を問わず)が支給されたときは、「被保険者賞与支払届」を管轄年金事務所に提出しなければなりません。支給日から5日以内に届出ることとなっています。また、賞与にかかる保険料は、実際の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額に各種保険料率を乗じた額となります。



例	総支給額	155,600円	
	健康保険	$155,000円 \times 50.9/1000 =$	7,889円
	介護保険	$155,000円 \times 8.25/1000 =$	1,279円
	厚生年金保険	$155,000円 \times 91.5/1000 =$	14,182円
	※雇用保険料は総支給額に雇用保険料率を乗じて算出します。		

(岩佐)

### 12月の社会保険労務

- 11日 一括有期事業開始届概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 1月4日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

### 12月の税務

- 1 給与所得の年末調整  
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 2 給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出  
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日  
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 3 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付  
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- 4 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(29年6月～11月分)の納付  
納期限…12月11日
- 5 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>  
申告期限…平成30年1月4日

- 6 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
申告期限…平成30年1月4日
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
申告期限…平成30年1月4日
- 8 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)  
申告期限…平成30年1月4日
- 9 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>  
申告期限…平成30年1月4日
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>  
申告期限…平成30年1月4日

## 会計制度

### ●● 会計監査② 会計監査の目的 ○●○

今回は、会計監査制度の目的について解説いたします。

会計監査は、決算書が適正であるかどうかをチェックして報告することを言うのですが、わが国の監査の基本的な考え方を示す「監査基準」では、監査の目的を以下のように定めています。

#### 監査基準 第一 監査の目的 前段(要約)

- ① 経営者の作成した財務諸表が、
- ② 企業会計の基準等に準拠して、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況を
- ③ すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、
- ④ 監査人が自ら証拠を入手して判断し、
- ⑤ その結果を意見表明する。



実は、上記の監査の目的には、会計監査についていくつかの重要な考え方が示されています。

例えば、①は決算書を作るのは経営者であること、つまり決算書の内容に関する責任は第一に経営者にあることを意味しています。また、③については、会計監査でいう「適正」意見は、あくまですべての重要な点が適正という意味であり、重要でない点について適正か否かを述べるわけではない、ということの意味しています。

(孝志洋)

## 資産税係

### 〇〇〇 生活費又は教育費の贈与について (No.2) 〇〇〇

『扶養義務者』相互間において、生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象となりません。

※『扶養義務者』については11月号をご覧ください。

では、『生活費又は教育費』とは、どのようなものをいうのでしょうか？

国税庁より、Q&Aが出ており、それによりますと下記のようになっております。

「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用(教育費を除きます。)をいいます。また、治療費や養育費その他これらに準ずるもの(保険金又は損害賠償金により補てんされる部分の金額を除きます。)を含みます。

「教育費」とは、被扶養者(子や孫)の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限られません。

では、「通常必要と認められるもの」とは、どのような財産をいうのでしょうか？

贈与税の課税対象とならない生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」とは、贈与を受けた者(被扶養者)の需要と贈与をした者(扶養者)の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいいます。

「いくらまでなら大丈夫ですか？」という問い合わせがありますが、金額については、明記されていないため、支出の内容や金額の妥当性をその都度判断する必要があります。

(坂田)

## 法務係

### 〇〇〇 えっ、引っ越ししたら「変更登記」が必要なの！？ 〇〇〇

突然ですが皆様は、ご自分の会社の登記簿謄本をじっくりと見たことがあるでしょうか？下に有限会社と株式会社の「役員に関する事項」の一部を抜き出してみました。

記載されているのは、取締役と代表取締役に関してですが比べてみると何かが違いますね。住所が、有限会社は「取締役」に株式会社は「代表取締役」の欄に記載されています。この住所は、登記すべき事項(原則、変更後2週間以内)となっていますので、変更するのを忘れてしまうと「代表取締役個人」に対して100万円以下の「過料」が課されることもあります。(氏名の変更も同様)

今一度、最新の登記簿謄本で住所及び氏名に間違いがないか確認してみたいかがでしょうか。特に、有限会社の住所変更を失念しているケースが多いようです。もし違っていた場合は、変更登記をお勧めします。その場合、添付書類ではありませんが、変更日付が確認できる公的書類(住所の場合は「住民票」、氏名の場合は「戸籍謄本」等)があれば、スムーズに手続きが進みます。

有限会社

徳島県徳島市〇町〇丁目〇番地	平成〇年〇月〇日 就任
取締役 〇 〇 〇 〇	平成〇年〇月〇日 登記
徳島県徳島市×町×丁目×番地	平成〇年〇月〇日 就任
取締役 × × × ×	平成〇年〇月〇日 登記
代表取締役 〇 〇 〇 〇	平成〇年〇月〇日 就任
	平成〇年〇月〇日 登記

株式会社

取締役 〇 〇 〇 〇	平成〇年〇月〇日 就任
	平成〇年〇月〇日 登記
取締役 × × × ×	平成〇年〇月〇日 就任
	平成〇年〇月〇日 登記
徳島県徳島市〇町〇丁目〇番地	平成〇年〇月〇日 就任
代表取締役 〇 〇 〇 〇	平成〇年〇月〇日 登記

(田中)

## 税務Q&A

### 〇〇〇 Q：帳簿っていつまで保存すればいいの？ 〇〇〇

A:10年間保存しなければならないと会社法で規定されています。

法人税法上は原則として、7年間紙による保存をしなければなりません。

また、法人が、取引情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、その電子データを7年間保存する必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存しているときには、電子データを保存する必要はありません。

会社法	10年間
法人税法	7年間
平成20年4月1日以後に終了した 欠損金の生じた事業年度	9年間
平成30年4月1日以後に開始する 欠損金の生ずる事業年度	10年間



(岸上)

11月に入り、そろそろ年末調整の書類が届く時期です。

また、生命保険等に参加している場合、保険会社から「控除証明書」が届いた方もいらっしゃるかと思います。この証明書を使って、会社員の方は年末調整時に、自営業の方は確定申告時に手続きを行うと所得税と住民税の負担が軽減されます。

では、そもそも控除にどのような種類があるのでしょうか…

- ① 生命保険料控除
- ② 地震保険料控除
- ③ 社会保険料控除
- ④ 小規模企業共済等掛金控除



今回は①の生命保険料控除の詳細をご説明します。

生命保険料控除には、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の保険料控除があります。

一般の生命保険料控除	生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料
介護医療保険料控除	入院・通院等にもなう給付部分に係る保険料
個人年金保険料控除	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料

どの控除に分類されるかは特約等の名称に関わらず、保障内容によって異なるため生命保険会社に確認しましょう。

②③④については次号以降にて…。

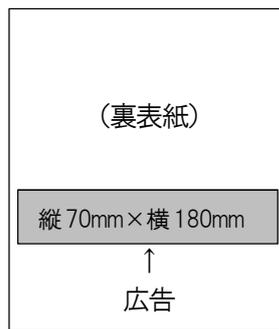
(さくらビジネス)

## 「さくら通信」 広告募集のお知らせ

当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。  
多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。  
ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のPRにお役立てください。

### ★広告の規格等

掲載サイズ	縦70mm×横180mm程度
掲載位置	裏表紙
色	2色刷り（色は月により変化）
掲載料金	無料



電話・FAX・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励品または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL : 088-625-2556  
FAX : 088-654-1181